2023 年 7 月 19 日
電 気 事 業 連 合 会

不正閲覧事案を踏まえた外部組織を活用した
業界大の行為規制遵守の取り組み支援について

昨年 12 月以降、電力各社において、顧客情報や経済産業省の再エネ業務管理システムの不正閲覧事案が相次いだことを受け、電気事業連合会では「コンプライアンス推進本部」を新たに設置し、外部知見を活用しながら、各社の取り組みを横断的に確認し、その結果を各社にフィードバックすることで、各社が実効性の高い取り組みができるよう支援を行うこととしております（2023 年 3 月 17 日お知らせ済み）。

コンプライアンス推進本部では、各社が体制面で「3 つのディフェンスライン※1」が機能しているかを確認すること、また、取り組み内容として、特に重要な「リスクの洗い出しが確実にできているか」、「3 つのディフェンスラインの役割が明確化されているか」、「定期的なモニタリングができているか」の 3 項目を優先的に確認していくこととしております（2023 年 4 月 14 日お知らせ済み）。

各社の取り組み状況の確認に当たっては、外部専門家の指導の下、法令等の遵守を徹底するために多面的に構築・運用することが必要とされる 8 項目から構成した「法令等遵守プログラム※2」を作成のうえ、各社へのアンケートやインタビュー調査等を通じて、再発防止に向けた体制の整備状況について、確認を進めてまいりました。

＜具体的な確認項目＞　★は優先的かつ重点的に確認した項目
①トップコミットメント
②リスクアセスメント（★）【リスクの洗い出しが確実にできているか】
③適切な文書化（★）【3 つのディフェンスラインの役割が明確化されているか】
④情報共有・研修体制の構築
⑤モニタリング（★）【定期的なモニタリングができているか】
⑥内部通報制度
⑦内部監査
⑧適切なデューデリジェンスの実施

このたび、体制整備に関する調査結果について、別紙のとおり、中間報告としてとりまとめましたのでお知らせいたします。

今回の調査の結果、体制整備の状況については各社概ね必要な対策を講じている、あるいは計画していることを確認いたしました。また、好事例と考えられる取り組みを行っている会社もあり、そうした取り組みの深掘り、共有によって、各社に改善に向けた気づきを与えるなど、再発防止に一定の効果が見出せるものと考えております。

今後は、複数回のインタビュー等を通じて取り組み内容の詳細について追加的な確認を進め、確認結果のフィードバックやベストプラクティスの共有等を行うことで、各社が実効性の高い取り組みを進めていけるよう、引き続き支援してまいります。

なお、これらの取り組みの状況については、改めてお知らせいたします。

※1：組織の部門を、「1 線：現業部門」、「2 線：リスク管理部門」、「3 線：内部監査部門」に分類し、それぞれに対して、リスク管理における 3 つの役割（ディフェンスライン）を担わせることによって内部統制を実行していくという考え方。

※2：COSO の内部統制フレームワークや、米国司法省が示す企業コンプライアンス・プログラム、大手金融機関が当局から義務付けられている法令等遵守プログラム等を参考に、外部専門家の指導の下、電気事業連合会コンプライアンス推進本部にて作成したもの。

＜別紙＞電力各社の取り組み状況に関する調査結果（中間報告）について

以　上

別　紙

電力各社の取り組み状況に関する調査結果（中間報告）について

2023年7月19日

電気事業連合会

・昨年12月以降、電力各社において、顧客情報や経済産業省の再エネ業務管理システムの不正閲覧事案が相次いだことを受け、電気事業連合会では「コンプライアンス推進本部」を新たに設置し、外部知見を活用しながら、各社の取り組みを横断的に確認し、その結果を各社にフィードバックすることで、各社が実効性の高い取り組みができるよう支援を行うこととした（2023年3月17日お知らせ済み）。

・コンプライアンス推進本部では、各社の取り組み状況を確認するに当たり、外部専門家の指導の下、法令等の遵守を徹底するために多面的に構築・運用することが必要とされる8項目から構成した「法令等遵守プログラム※」を作成のうえ、各社へのアンケートやインタビュー調査等を通じて、再発防止に向けた体制の整備状況について、確認を実施（～2023年6月末）。

・このたび、これまで確認した各社の体制整備に関する取り組み状況について、中間報告としてとりまとめを実施。

※COSOの内部統制フレームワークや、米国司法省が示す企業コンプライアンス・プログラム、大手金融機関が当局から義務付けられている法令等遵守プログラム等を参考に、外部専門家の指導の下、電気事業連合会コンプライアンス推進本部にて作成したもの。

■今回の確認項目とポイント

・「法令等遵守プログラム」の8項目のうち、今回は、一般的にも特に重要と考えられる、「②リスクアセスメント」、「③適切な文書化」、「⑤モニタリング」にフォーカスし、優先的かつ重点的に取り組み状況を確認。

	項目	R&C	今回の確認ポイント
①	トップコミットメント	コンプライアンスカルチャーの醸成	• 法令等遵守について、少なくとも年次で経営発信を行っているか
②	**リスクアセスメント**	**残余リスクの把握**	**• リスクアセスメントの枠組みがあるか • 「固有リスク－統制＝残余リスク」の方程式でリスク評価を実施しているか**
③	**適切な文書化**	**予防的統制**	**• 就業規則に会社の諸規定や命令に違反した場合の懲戒について定められているか • 3線管理体制を定めているか（2線機能を担う組織の設置状況）**
④	情報共有・研修体制の構築	予防的統制	• 行為規制、個人情報保護、情報セキュリティに関する研修が適切に実施されているか
⑤	**モニタリング**	**発見的統制**	**• 個人情報保護および行為規制に関する自己点検が実施されているか • 自己点検結果が2線に報告され、2線が取りまとめを行っているか • 2線が1線の自己点検結果を基に定期的なモニタリングを行っているか**
⑥	内部通報制度	発見的統制	• 社内外への通報ルートが確立され、匿名性の担保や通報者保護がなされているか • 社外からの通報を受け付けているか
⑦	内部監査	-	• 今回の事案に関する監査、若しくは再発防止策の実施状況に関する監査が計画されているか
⑧	適切なデュー・デリジェンスの実施	リスク選好	• 外部委託先との契約書に個人情報保護や法令等遵守に関する条文が記載されているか

■項目別の確認結果について（優先確認項目）

項目	確認方法	確認結果
②リスクアセスメント	・リスク管理規程等の規程類や、リスクアセスメント様式、経営報告資料の確認 ・現業部門（1線）、リスク管理部門（2線）へのインタビューなどにより確認	・10社中9社においてリスクアセスメントの枠組みがある。 ・一部の会社では、ビジネスを継続する限り発生し得る固有のリスクと、そのリスクに対して整備した統制(対策)の強度を加味したリスク(＝残余リスク)を算出し、残余リスクの多寡に応じた効率的な経営判断を可能としている。 ・事案の発生により顕在化したリスクの管理に留まらず、2線が他社・他業態の不祥事事例をはじめとする外部環境の情報を1線に提供し、顕在化していないリスクについても注意喚起を行っている会社もある。
③適切な文書化 3線管理体制の整備(主に1線のリスクオーナーシップおよび2線の機能と役割)も含む	・業務改善計画等の公表資料や、組織図、リスク管理規程等の規程類の確認 ・現業部門（1線）、リスク管理部門（2線）へのインタビューなどにより確認	・全社で就業規則で諸規定や命令に違反した場合の懲戒処分の定めがある。 ・全社で1線におけるリスク管理に係る当事者としての姿勢が確立している。 →今後、3線管理体制並びにその運用に関しては文書化を含めて確認。 ・10社中8社において2線に相当する全社的なリスク管理を担う独立した部門が設置されている、もしくは今回の事案を受けて2線機能を強化している。 ・リスク管理に関して2線を中心に組織の役割、責任及び権限が規程で明確化され、社長並びに1線の役割についても記載している会社もある。
⑤モニタリング	・現業部門（1線）の自己点検結果、情報保護等に関する規程類の確認 ・現業部門（1線）、リスク管理部門（2線）へのインタビューなどにより確認	・全社で個人情報保護に関する自己点検を実施している。 ・10社中4社で行為規制に関する自己点検が従前から実施されており、その他の会社については今回の事案を受けて実施を開始した、もしくは計画中。 ・半数の会社で1線の自己点検結果が2線に報告され、2線が取りまとめを実施。 ・さらに、一部の会社においては2線が1線の自己点検結果を基に改善状況等の定期的なモニタリングを実施している。

■項目別の確認結果について（その他の項目）

項目	確認方法	確認結果
①トップコミットメント	・経営発信資料の確認 ・主管部署へのインタビュー などにより確認	・10社中9社が年次で法令等遵守に関する経営発信を行っている、もしくは年間計画への反映により年次発信の代替策としている。 ・発信内容については、職場ディスカッションや研修等を通じて従業員に周知されている。
④情報共有・研修体制の構築	・社内研修資料の確認 ・現業部門（1線）、リスク管理部門（2線）へのインタビューなどにより確認	・全社で行為規制、個人情報保護、情報セキュリティに関する研修が適切に実施されている。 →今後、各社における研修体制の高度化に関する計画の実施・運用状況を確認。
⑥内部通報制度	・内部通報制度に係る規程類、社内外への周知文書、社内研修資料の確認 ・主管部署へのインタビューなどにより確認	・全社で社内のみならず社外への通報ルートが確立されており、匿名性の担保や通報者保護がなされている。 ・10社中9社は社外からの通報も受け付けている。
⑦内部監査	・監査計画並びに監査報告書、規程類、監査項目選定基準の確認 ・内部監査部門（3線）へのインタビューなどにより確認	・全社で今回の事案に関する監査が計画されている。 →今後、監査の実施状況の確認。
⑧適切なデュー・デリジェンスの実施	・業務委託契約書等の雛形、外部委託について定められた規程類の確認 ・現業部門（1線）、リスク管理部門（2線）へのインタビューなどにより確認	・全社で外部委託先との契約書に個人情報保護や法令等遵守に関する条文が含まれている。

■今後のスケジュールについて

・今後、リスク管理手法や、現業部門（1線）、リスク管理部門（2線）、内部監査部門（3線）の役割明確化における好事例等を示したうえで各社と議論し、業界全体としての体制整備の底上げを実施。
・また、下期においては、改善策が実行されたことを確認したうえで、今回確認を行った取り組みの運用状況の評価を実施。

確認事項		4月～6月	7～9月	10月以降
体制整備状況	組織や役割(分掌)、社内ルール等の確認	体制整備状況の確認	継続確認が必要な項目(計画中等)の確認	(必要に応じ継続確認)
	好事例等の検討・共有		好事例等の検討・共有	
体制整備状況を踏まえた運用状況の評価				運用状況の評価

▲ **本日の報告内容**

2023.4.14　プレス資料

2023年4月14日
電気事業連合会

行為規制等遵守に向けた業界大の取り組み

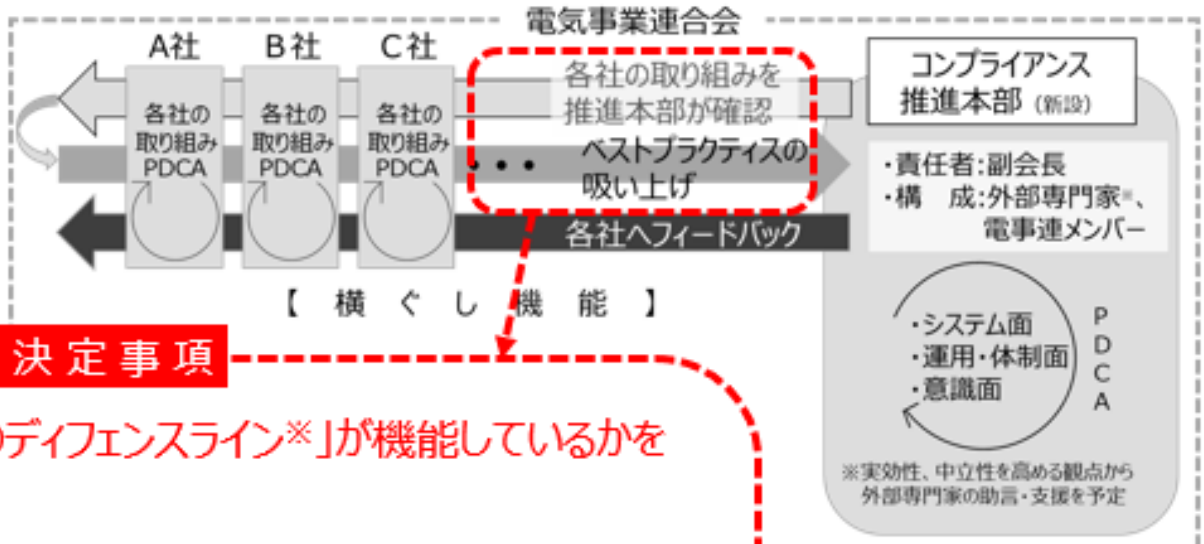

今回の決定事項

【体制】「3つのディフェンスライン※」が機能しているかを確認すること

【内容】以下の3点を優先的に確認すること
- リスクの洗い出しが確実にできているか
- 3つのディフェンスラインのそれぞれの役割が明確化されているか
- 定期的にモニタリングができているか

【目途】まずは、本年6月末までに、これらの確認を実施すること

※ 組織の部門を、「1線：現業部門」、「2線：リスク管理部門」、「3線：内部監査部門」に分類し、それぞれに対して、リスク管理における3つの役割（ディフェンスライン）を担わせることによって内部統制を実行していくという考え方

【参考】3線管理に基づくリスク管理

・3線管理に基づくリスク管理では、組織内のリスク管理機能を、1線（現業部門）、2線（現業部門から独立した管理部門(リスク管理部門)）、3線（内部監査部門）に分類し、それぞれに対して、リスク管理における3つの役割（ディフェンスライン）を担わせることでリスク管理を実現するものです。

※１線は主体的なリスク管理機能、２線はリスク監視機能、３線はリスク管理についての独立した検証機能を担う。

・今回の確認では、各社のリスク管理において中心的な役割を担う2線を主な確認対象とするが、重要な項目では1線、3線も対象とする。

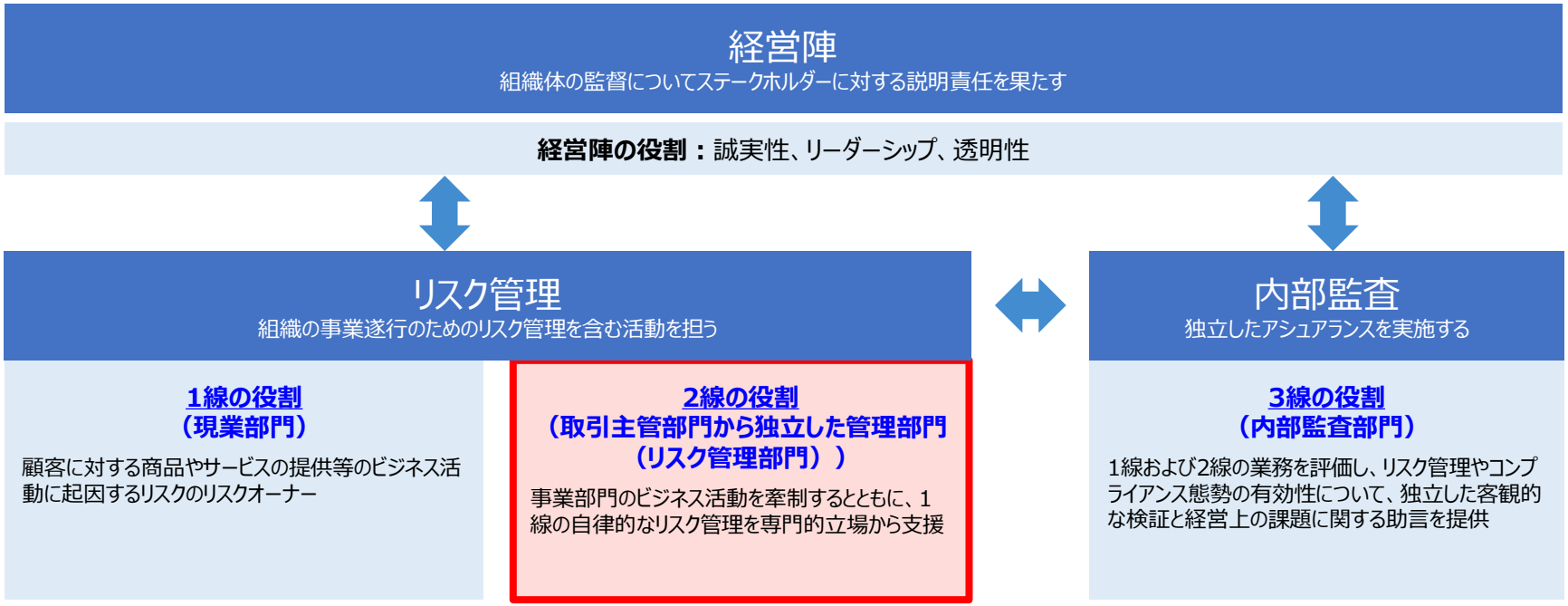

The Institute of Internal Auditors "THE IIA'S THREE LINES MODEL An update of the Three Lines of Defense" （2020年）を基に作成